

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在、富士河口湖町の人口は約26,921人・高齢化率は26.9%となっている。

近年、人口は微増で推移しているが、徐々に高齢化が進展していることから、今後、人口減少と少子高齢化の傾向は、加速されるものと思われる。

また、町内の中小企業者は約1,720社（法人）であるが、旧モデルの機械設備等を使用し生産活動を行っている企業が多く、新たな設備等の導入があまり進展しない状況となっている。この様なことから、生産性向上に関する施策を集中的に講ずることが不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、経営基盤の強化に繋がると共に地域経済の発展・振興の一助となるよう先端設備等導入促進計画の認定を目標とする。なお、認定目標を10件に設定する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

富士河口湖町内（河口湖商工会管内）の中小企業は、景気の低迷や人手不足などの影響により、新たな設備投資に踏み込めない状況が続いている。今後、経営基盤の強化や経営改革のため、生産性を向上させていく事が緊急の課題となっている。

このため、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

富士河口湖町内（河口湖商工会管内）の中小企業は、山間部にあり、しかも広範囲に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、富士河口湖町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

富士河口湖町内（河口湖商工会管内）の中小企業は、比較的規模が小さい事業者が多く、製造・建設業からサービス関連業など幅広い業種形態となっている。

これらの事業者が、地域の経済や雇用を支えているため、今後、管内の生産性の向上を実現し、競争力の維持・強化を図る必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発や IT 導入による業務の効率化・省エネの推進など、多様である。このため、本計画において労働生産性が年平均 3 % 以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・町税を滞納している者（法人）を除く。